

党 6 中全会決定のポイント

田中 修

はじめに

10月18日、新華社北京電は11日に党16期中央委員会第6回全体会議（6中全会）で決定された「社会主義の調和のとれた社会構築の若干の重大問題に関する党中央決定」の全文を公表した。ここでは、党6中全会決定（以下「決定」）の構成に沿い、そのポイントについて経済関連部分を中心に解説し、併せて本決定の策定経緯についても紹介することとしたい。

・ 決定のポイント

1．社会主義の調和のとれた社会構築の重要性・緊迫性

ここでは、「新世紀の新段階において、我々は未曾有の発展のチャンスと挑戦（試練）に直面している」との認識が示される。

（1）国際情勢判断

「平和・発展・協力が時代の潮流であり、世界の多極化と経済のグローバル化傾向が深く進展し、科学技術は日進月歩」との認識が示されるとともに、「国際環境は複雑で変化に富み、総合国力の競争は日増しに激化し、平和・発展に影響を及ぼす不安定・不確定要因も増加し、我々はなお先進国の経済・科学技術等の面で優位性の圧力に直面している」との認識が示されている。米国を示唆する「覇権主義・強権政治」の表現は入っていない。

（2）国内経済社会情勢

「わが国の社会主義市場経済は日増しに完備され、総合国力は大幅に高められ、人民の生活は顕著に改善され、社会・政治は長期に安定を維持している」との認識が示されるとともに、「わが国は長期において社会主義初級段階にあり、日増しに増大する人民の物質・文化需要と立ち遅れている社会生産の間の矛盾が依然わが国社会の主要な矛盾であり、各方面の利益を統一的に企画し配慮するという任務は困難が大きく重い負担となっている」とする。そして、「特に見て取らねばならないことは、わが国が既に改革発展のカギとなる時期に入っているということであり、この時期には経済体制が深刻に変革し、社会構造が深刻に変動し、利益構造が深刻に調整を要し、思想観念が深刻に変化するということである」としている。

1人当たりGDPが1000ドルから3000ドルに至る過程においては、経済社会の構造的な変革が発生するということは、かねてから指導部の間で指摘されており、この段階における経済社会政策の方向性を誤るといわれる「ラテンアメリカ現象」が発生し、経済格差拡大等による社会の混乱・経済の停滞が発生するとされてきた¹。決定では、「わが国社会は総

¹ 例えば、2004年初に中央党校で開催された省部主要指導幹部課題研究班において温家

体としては調和がとれている」としているが、「社会の調和に影響を及ぼす少なからぬ矛盾・問題が発生している」とし、主要なものとして以下の項目が指摘されている。

A 都市・農村、地域間、経済と社会の発展が不均衡であり、人口・資源・環境のプレッシャーが大きい。

B 就業、社会保障、所得分配、教育、医療、住宅、安全生産、社会治安等の面で、大衆の切実な利益に関わる問題が比較的に立っている。

C 体制メカニズムがなお不完全であり、民主法制がなお不健全である。

D 一部の社会構成員は信義誠実が欠落しており、道徳が範となっていない。一部の指導幹部の素質・能力・作風は、新情勢・新任務の要請と適応していない。

E 一部の領域の腐敗現象は、依然比較的に深刻である。

F 敵対勢力の浸透破壊活動は、国家の安全と社会の安定に危害を及ぼしている。

これからすると、中国の経済社会は、まさに「ラテンアメリカ化」の危機に直面しているといえよう。決定は、「いかなる社会も矛盾を無くすことは不可能であり、人類社会は矛盾運動の中で発展・進歩してきた」としながらも、「社会主義の調和のとれた社会を構築することは、社会矛盾を不断に取り除く1つのプロセスである」と説明している。

2. 社会主義の調和のとれた社会構築の指導思想、目標任務及び原則

(1) 指導思想

例によって、マルクス・レーニン主義、毛沢東思想、鄧小平理論、「3つの代表」重要思想が掲げられているが、同時に「科学的発展観によって経済社会の発展の全局を統率することを堅持」しなければならないとしている。「科学的発展観」²は「調和のとれた社会」と並ぶ重大戦略思想とされており、胡錦濤指導部が提起したものである。ポイントはここであろう。

(2) 2020年までの目標・主要任務

次の各項目が列挙されている。

A 社会主義民主法制を更に整備し、法により国を治める基本方略を全面实施する。

B 都市・農村、地域間の発展格差の拡大傾向を徐々に反転させ、合理的で秩序立った所得分配構造を基本的に形成する。

C 社会の就業が比較的に十分で、都市・農村住民をカバーした社会保障体系を基本的に確立する。

D 基本的な公共サービス体系を更に完備し、政府の管理・サービス水準をかなり大きく引き上げる。

宝総理が行った重要講話。ただし、温総理は「ラテンアメリカ現象」という表現は避けている。

² 人間本位を堅持し、「5つの統一的企画」(都市と農村の発展、各地域の発展、経済と社会の発展、人と自然の調和のとれた発展、国内の発展と対外開放を統一的に企画すること)に重きを置き、経済と社会の全面的な調和のとれた持続可能な発展を実現すること。

- E 全民族の思想道徳の素質、科学文化の素質、健康の素質を明白に引き上げ、良好な道徳の気風と調和のとれた人間関係を更に形成する。
- F 全社会の創造活力を顕著に増強し、創造・革新型国家を基本的に形成する。
- G 社会管理システムを更に整備し、社会秩序を良好にする。
- H 資源の利用効率を顕著に高め、生態環境を明白に好転させる。
- I 十数億の人口に更に高水準の小康（いくらかゆとりのある）をもたらす社会を全面的に建設するという目標を実現する。

ここで注目されるのは、2002 年の第 16 回党大会で江沢民総書記（当時）が打ち出した「全面的な小康社会」と、胡錦涛総書記がその後提起した「調和のとれた社会」との関係である。これまでは、「調和のとれた社会」の構築は「小康社会の全面的建設」の前提であると解されたこともあった（後述）が、今回の決定で「調和のとれた社会」が長期目標であり、「全面的な小康社会」は「調和のとれた社会」を構築する途中段階としての 2020 年までの中期目標であるとの整理がなされた。即ち、胡錦涛総書記の提起した「調和のとれた社会」が、江沢民前総書記の提起した「全面的な小康社会」より高次の目標と位置づけられたわけである。

（３）原則

次の原則を遵守しなければならないとする。

- A 人間本位を堅持しなければならない
- B 科学的発展を堅持しなければならない
- C 改革開放を堅持しなければならない
- D 民主法治を堅持しなければならない
- E 改革・発展・安定の関係を正確に処理することを堅持しなければならない
- F 党の指導下における全社会の共同建設を堅持しなければならない

３．調和のとれた発展を堅持し、社会事業の建設を強化する

決定は、「社会の調和がとれるためには、まず発展しなければならない」とし、「発展という方法を用いて前進中の問題を解決することを堅持しなければならない」とする。この発想は、江沢民指導部時代と変化はないが、決定は「同時に、発展の不均衡問題の解決を更に重視し、社会事業の発展を更に重視し、経済と社会の調和のとれた発展を推進する」とする。ここが胡錦涛指導部の江沢民指導部と異なるところである。

（１）社会主義新農村の建設を着実に推進し、都市・農村の調和のとれた発展を促進する

「工業が農業を逆に支援し、都市が農村を支援し、『多く与え、少なく取り、活性化させる』方針を貫徹し、都市・農村の二元構造の改変に資する体制メカニズムを早急に確立する。農村総合改革を推進し、農業の不断の効率向上・農村の発展加速・農民の持続的な増収を促進する」

「各クラス政府は、インフラ建設と社会事業の発展の重点を農村に転向し、国家財政は

新たに増加した教育・衛生・文化等の事業経費と固定資産投資の増加分を主として農村に用い、政府の土地譲渡代金を農村に用いる比重を徐々に大きくしなければならない」

このように、財政資金の農村への重点投入が明確にされているが、注意すべきは農村への重点配分は経費ないし収入の増分であるということである。既存の経費配分については抜本的な見直しは行われず、全ては高成長の継続による財政収入の増加に頼っており、このような改革でどこまで経費配分の効率化が進むかは疑問である。

(2) 地域の発展の総体戦略を実施し、地域の調和のとれた発展を促進する

「中央財政移転支出資金（日本の地方交付税・補助金に相当）を中西部地域に重点的に用い、中西部地域のインフラと教育・衛生・文化等の公共サービス施設の改善をできるだけ早く、地域間の基本的公共サービスの格差を徐々に縮小する」

(3) 積極的な就業政策を実施し、調和のとれた労働関係を発展させる

「経済発展と就業拡大の良性的相互作用を実現」するため、「労働集約型産業・サービス業・非公有制経済・中小企業の発展に力を入れ、多様なルート・多様な方式により就業ポストを増加させる」

労働市場の分断問題については、「戸籍・労働就業等の制度改革を深化させ、都市・農村の統一した人材市場・労働力市場を徐々に形成する」としている。

また「都市の新規増加分の労働力の就業、農村余剰労働力の移転就業、一時帰休・失業者の再就職仕事を統一的にしっかり行う」とともに、大学卒業生・退役軍人への就業指導・サービスを強化するとしている。従来の就業問題に加え、大学の内定率の低下、陸軍の兵員削減による退役軍人の増大が新たな就業問題を生み出しているのである。

(4) 教育の優先的発展を堅持し、教育の公平を促進する

「公共の教育資源を農村・中西部地域・貧困地区・辺境地区・民族地区に傾斜させることを堅持し、都市と農村、地域間の教育発展格差を徐々に縮小し、公共教育の調和のとれた発展を推進する。各クラス政府が提供する教育公共サービスの職責を明確化し、財政における教育経費の伸びを財政の経常的収入の伸び率より高くすることを保証し、財政における教育経費のGDPに占める比率を徐々に4%に達するようにする」としている。また農村における義務教育経費の保障メカニズムを実施するとともに、出稼ぎ農民の子女が義務教育を受けることができるよう保障するとしている。

このように、「調和のとれた社会」では、特に教育に力を入れているが、これは全国民に教育機会の平等を保障することにより、教育格差による貧困の再生産を防止しようとするものである。これまでの市場化改革では、教育サービスまでもが市場化され、義務教育の準公共財的側面が軽視されていた。財政面でも高等教育の充実が重視されてきたのである。今回の農村部における義務教育の重視は、胡錦涛指導部の政策の特徴を物語るものである。

(5) 医療衛生サービスを強化し、人民の健康水準を高める

「公共医療衛生の公益的性質を堅持し、医療衛生体制改革を深化させる。政府の責任を強化し、厳格に監督管理を行い、都市・農村住民をカバーする基本的な衛生保健制度を建

設し、大衆のために安全・有効・便利・廉価な公共衛生と基本的な医療サービスを提供する」とするとともに、公立病院の公共サービス機能の強化、国家による基本的な薬物制度の確立、食品・薬品・レストランの衛生に対する監督管理の強化が挙げられている。

市場化改革過程において、教育と同様に市場化が進んだのが医療サービスである。このため医療・薬品が高額化し、農民は入院すると年収が無くなるという事態に至った。このような最低限の公的医療・衛生サービスの欠如が、2003年の新型肺炎 SARS の大流行を招いたのである。これも江沢民指導部の失政であり、胡錦濤指導部になってから改善・強化が図られている。

(6) 文化事業・文化産業の発展を加速し、人民大衆の文化需要を満足させる

「文化産業政策を整備し、国有・国有株支配骨幹文化産業を育成し、非公有資本が法に基づき文化産業に参入することを奨励する」

(7) 環境整備・保護を強化し、人と自然の調和を促進する

「環境保護に資する産業政策、財政・租税政策、価格政策を整備し、生態環境の評価システムと補償メカニズムを確立し、企業・全社会の資源節約・環境保護への責任を強化する」とされる。なお、最近の農村における男女の産み分けにより、若年人口における男女比率のひずみが生じている問題については、「出生人口の性別比率が上昇している問題を有効に管理する」との記述がある。

4 . 制度建設を強化し、社会の公平正義を保障する

(1) 民主権利の保障制度を整備し、人民の国家の主としての地位を強固にする

「政治体制改革を積極かつ穏当に推進する」との記述はあるが、全体としてはこれまでの施策の紹介にとどまっている。

(2) 法律制度を整備し、社会の調和のための法治基礎を打ち固める

(3) 司法体制メカニズムを整備し、社会の調和のための司法保障を強化する

胡錦濤指導部は、発足以来法治を重視しており、(2)(3) はその表れである。

(4) 公共財政制度を整備し、基本的な公共サービスの均等化を徐々に実現する

「更に多くの財政資金を公共サービス領域に振り向け、教育、衛生、文化、就職・再就職、社会保障、生態環境、公共インフラ、社会治安等の方面への財政投入を増大する」と財政支出の重点を明らかにしている。

公共サービスの全国均等化を図るためには、その担い手となる地方政府の財政制度の整備が必要であるが、これについては次の点が示されている。

A 中央と地方の事務権限を更に明確化し、財政力と事務権限の整合がとれるよう財政・税制体制を健全化する。

B 中央・地方の共有税の分割方法を整備し、財政移転支出を強化し、移転支出の規範化・法制化を促進する。

C 財政による奨励・補助政策及び省以下の財政管理体制を整備し、県郷の財政困難の解決

に力を入れる。

中央の財政移転支出については、2006年度の審計署による会計検査報告でも不透明性が指摘されており、制度の規範化が要請されているのである。

(5) 所得分配制度を整備し、所得分配秩序を規範化する

「更に社会の公平を重視し、低所得者の所得水準の引き上げに力を入れ、中等所得者の比重を徐々に拡大し、高すぎる所得を有効に調節し、違法な所得を断固として取り締まり、共同富裕を促進する」とする。

低所得者の所得水準の具体的な引き上げ策としては、就業の拡大、農民の増収・負担軽減の長期有効なメカニズムの確立、最低賃金制度の健全化、賃金の正常な上昇メカニズムの整備、社会保障基準の段階的引き上げ等の措置を挙げている。

また、最近一部の大型国有企業の経営者・労働者が一般より高い収入を得ていることが問題となっているが、これについては、国有企業経営管理者の収入の規範化と独占業種改革による賃金総額の厳格な抑制を掲げている。

個人所得税改革については、「総合と分類の結合した個人所得税制度を実行し、徴収管理と調節を強化する」としている。これも主として高所得者対策である³。

(6) 社会保障制度を整備し、大衆の基本生活を保障する

「人口の高齢化・都市化・就業方式の多様化に対応し、社会保険・社会救助・社会福利・慈善事業が連結した都市・農村住民をカバーする社会保障体系を徐々に確立する」としている。具体的には、企業労働者基本年金保険制度の整備(基礎年金部分の全国統一を含む)、農村最低生活保障制度の段階的確立、多様な形式の農村年金保険制度の模索、都市労働者医療保険制度の整備、新型農村合作医療の速やかな推進、失業・労災・生育保険制度の建設推進、出稼ぎ農民の特色ある社会保障制度の速やかな建設、減免税政策の活用による慈善事業の発展が掲げられている。

また中国では民間保険も発展途上なため、「商業保険が全社会保障体系に果たす重要な役割を発揮する」としている。さらに、中国では過去に住宅も社会保障の一部とされていた経緯もあり、「低家賃住宅の建設を加速し、エコノミー型住宅の建設を規範化・強化し、都市低所得家庭の住宅難を徐々に解決する」としている。

5. 調和のとれた文化を建設し、社会の調和のための思想道德的基礎を強固にする

(1) 社会主義を核心とした価値体系を建設し、全民族が奮発し向上する精神力と団結し仲むつまじい精神的紐帯を形成する

マルクス主義・愛国主義・集団主義教育を強化することにより、「中国共産党による指導、社会主義制度、改革開放事業、小康社会の全面的建設の目標に対する信念・確信を不断に

³ 中国の個人所得税は所得分類が複雑で、所得によって累進税率が課されるもの、比例税率が課されるものがある。このため、所得総額が同額であっても所得構成を変えることによって税負担を軽減することができ、これが脱税手段として用いられている。

増強する」としている。

(2) 社会主義栄辱観を樹立し、文明道徳の気風を育成する

「 8 つの榮譽、8 つの恥辱」⁴を主要内容とする社会主義栄辱観を樹立し、国を愛し、職業を敬い、信義誠実を旨とし、人とよしみを結ぶ等の道徳規範を唱導するとしている。また、「刻苦奮闘の精神を発揚し、勤儉節約を提唱し、拝金主義・享楽主義・極端な個人主義に反対する」としており、江沢民時代末期に顕著となった右寄りの風潮を是正する方針を示している。

(3) 正確な指導方向を堅持し、積極・健全な思想・世論の雰囲気を作成する

「新聞・出版、ラジオ・映画・テレビ、文学・芸術、社会科学は正確な指導方向を堅持しなければならない」とし、「新聞メディアは、社会的責任感を増強し、党の主張を宣伝しなければならない」とされる。最近のメディア統制強化の傾向がここにも現れている。

(4) 調和の創造・建設活動を広範に展開し、個々人が調和を促進する局面を形成する

ここでは広範な大衆の参加が強調されている。

6 . 社会管理の整備、社会の安定・秩序の保持

(1) サービス型政府を建設し、社会管理と公共サービスの機能を強化する

行政管理体制改革の深化、行政許可制度改革の深化、政務公開の推進、公共サービス政策体系の整備が挙げられている。

(2) コミュニティ建設を推進し、基層レベルのサービス・管理のネットワークを整備する

都市におけるコミュニティ建設の全面展開と農村におけるコミュニティ建設の積極推進がうたわれるとともに、「流動人口に対するサービス・管理を強化し、流動人口が現地住民と親しく付き合うように促進する」としている。

(3) 社会組織を健全化し、サービスの社会機能を増強する

弁護士・公証・会計・資産評価等の機関の発展・規範化等が挙げられている。

(4) 各方面の利益関係の協調を統一的に企画し、社会の矛盾を妥当に処理する

⁴ 胡錦濤総書記が 2006 年 3 月 4 日、政協会議の場で述べたもので、「広範な幹部大衆とくに青少年が社会主義栄辱観を樹立するよう誘導しなければならない。祖国を熱愛することを榮譽とし、祖国に危害を及ぼすことを恥辱とし、人民に服務を行うことを榮譽とし、人民に背離することを恥辱とし、科学を尊ぶことを榮譽とし、愚昧無知を恥辱とし、労働に励むことを榮譽とし、安逸を貪ることを恥辱とし、団結相互扶助を榮譽とし、他人に損害を与え自己の利益を図ることを恥辱とし、信義誠実を守ることを榮譽とし、利益に義を忘れることを恥辱とし、紀律・法規を遵守することを榮譽とし、法に背き紀律を乱すことを恥辱とし、刻苦奮闘を榮譽とし、奢侈淫蕩を恥辱とすることを堅持しなければならない」とした。

「わが国の社会構造・利益構造の発展・変化に適応し、科学的で有効な利益協調メカニズム、訴えを伝達するメカニズム、矛盾を調整するメカニズム、権益を保障するメカニズムを形成する」とし、「法律・政策・経済・行政等の手段と教育・協議・風通しをよくする等の方法を総合的に運用し、矛盾を基層レベルで取り除き、萌芽状態で解決する」としている。

特に大衆の反発が強い土地収用、都市建設による立ち退き、環境保護、企業のリストラ・破産といった問題については、「大衆の利益に損害を与える行為を断固として正す」とするとともに「人民内部の矛盾が誘発する集団性事件を積極的に予防し妥当に処置し、大衆の利益と社会の安定を擁護する」としている。

2005 年も集団的抗議行動が 8 万 7 千件発生しており、その原因は幹部の腐敗、農地の強制収用、都市再開発に伴う強制立ち退き、公害問題と様々である。しかし、これを放置しておけば抗議行動が大規模になり体制の不安定化につながることであり、指導部としては問題の芽を早急に摘む必要に迫られているのである。

(5) 应急管理体制のメカニズムを整備し、各種リスクに有効に対応する

「自然災害、事故災難、公共衛生事件、社会安全事件に有効に対応し、危機管理・リスク抵抗能力を高め」、「特大安全事故を断固として抑制する」としている。このような危機管理問題は、2003 年に発生した新型肺炎 SARS の大流行と投資過熱による炭鉱爆発事故の続発によって強く意識されるようになったものである。

(6) 社会治安の総合管理を強化し、人民大衆の安全感を増強する

「重大な刑事犯罪活動に深刻な打撃を与え、際立った治安問題・治安混乱問題を厳しく処置し、猥褻・賭博・麻薬等の社会醜悪現象を取り除く」としている。

(7) 国家安全工作・国防建設を強化し、国家の安定・安全を保障する

「各種の伝統的な安全への脅威と非伝統的な安全への脅威に有効に対応し、国内外の敵対勢力の浸透・転覆・破壊活動に深刻な打撃を与え、国家の政治的安全・経済的安全・文化的安全・情報上の安全を確保する」とともに、「軍隊に対する党の絶対的指導を堅持し、国防建設と経済建設の協調的な発展を堅持する」としている。

7 . 社会の活力を激発させ、社会の団結融和を増進する

(1) 全社会の創造活力を増強し、万民が共に心を 1 つにして偉業を創造する生き生きとした局面を形成する

現代的な財産権制度の健全化、社会の進歩に資する創造的才能の発揮、創造・革新（イノベーション）への情熱の保護、自主的な創造・革新能力の増強、創造・革新型国家の建設等が挙げられている。

(2) 最も広範な愛国統一戦線を強固・壮大にし、各方面の積極性を十分に動員する

各党派、各団体、各民族、各階層、各界人士の団結と調和の強化が強調されている。

(3) 国内外の中華子女の団結を強化し、中華民族の偉大な復興を実現するために奮闘す

る

台湾問題については、「1つの中国の原則堅持を決して動揺させず、平和的統一を勝ち取る努力を決して放棄せず、台湾人民に希望を託す方針の貫徹を決して変更せず、『台湾独立』分裂活動に反対することは決して妥協しない」としながら、兩岸の人員往来、経済文化交流協力の強化をも強調しており硬軟両用である。

8．社会主義の調和のとれた社会の構築に向けた党の指導を強化する

(1) 社会主義の調和のとれた社会建設に向けた、各クラスの指導スタッフ・指導幹部の指導能力を高める

「幹部の人事制度改革を深化させ、科学的発展観の要請を体現する総合的な審査・評価方法を真剣に実施する」とともに、「検査監督工作进行を強化し、中央の方針政策と施策の割当が確実に実施されることを確保する」としている。これは、中央の科学的発展観の方針を無視し、非効率な投資を繰り返す地方幹部に対する警告である。

(2) 基層レベルの基礎工作进行を強化する

「社会主義の調和のとれた社会構築の重心は基層にある」とし、農村、企業、都市コミュニティ、機関・学校、科学研究所、文化団体、新経済組織、新社会組織に党組織をはりめぐらせることを要請している。逆に言えば、こういう部分の党組織が弱体化しているということであろう。

(3) 社会活動を行う広大な人材隊伍を建設する

人材育成計画を制定し、高等教育学校において社会活動のための人材を育成するシステムの建設を加速するとしている。

(4) 党風の廉潔政治建設と反腐敗闘争を深く展開する

「指導幹部が廉潔で自らを律し、率先垂範し、人民のために自覚的に実務に励み清廉であることを厳格に要求する」とともに「案件の調査処分を強化し、腐敗を厳格に懲罰する」としている。この中には、陳良宇前上海市党委書記をはじめとする上海市幹部の汚職事件も含まれよう。

・党6中全会決定の策定経緯

人民日報 2006 年 10 月 20 日は、党 6 中全会決定の誕生記を掲載している。以下これを時系列と指導者の役割に整理して紹介することとしたい。

1．時系列

2002 年 11 月 16 回党大会において、小康社会の全面的建設の奮闘目標を詳述するにあたり、「社会の更なる調和の取れた」発展要求を明確に提出。

2004 年 9 月 党 4 中全会において、党の執政能力建設という高度な見地から、社会主義の調和のとれた社会構築という歴史的任務を明確に提出。

- 12月 胡錦濤総書記が、「社会主義の物質文明、政治文明、精神文明及び調和のとれた社会の建設の関係を正確に認識しなければならない」と指示。
- 2005年早春 中央党校が開催した省部クラス主要責任者同志研究討論班において胡錦濤総書記が重要講話を行い、社会主義の調和のとれた社会構築の基本的特徴、重要原則、深刻な含意、主要任務を詳述。
- 2006年2月 中央政治局は、党6中全会では社会主義の調和のとれた社会の構築を主要議題とすることを決定。政治局常務委員会はその直接指導下に、文件起草組（グループ）を設立することを決定。
- 2月22日 党中央は通知を発出し、社会主義の調和のとれた社会の建設強化の問題につき、各地域・各部門の意見を徴求。また、党中央は統一戦線部に委託し、各民主党派中央、全国工商連、無党派人士から意見を徴求。各地域・各部門は要求に応え、中央に対し124の書面報告を提出。
- 3月 関係地域・部門の指導幹部、専門学者、工作人員が北京に集結し、起草組正式成立。呉邦国が組長となり、党宣伝部長劉雲山、公安部長周永康が副組長に就任。起草組は、6つの調査研究グループを設置し、分担して12省区で調和のとれた社会建設問題につき調査研究を実施。また33回各種座談会を開催し、440人余りの指導幹部・専門学者・基層レベルの大衆と交流し、農村・企業・コミュニティで実地調査研究を実施。さらに20の中央・国家関連部門を招請し、重大問題につき28の専門課題研究を組織。
- これ以後、8ヶ月近い時間に、起草組は11回の全体会議、36回の工作スタッフ会議を開催し、合同会議も含み各種会議の回数は100回余りに及んだ。「決定」稿は繰り返し修正され、正式な改稿は50回余りに及んだ。
- 7月31日 中央は「決定」稿につき、党内外の一定範囲から意見を徴求。各地域・各部門・党内古参同志・一部の党外人士は「決定」稿を深く検討し、計156の書面報告を返答し、2594の意見・建議を提出。
- 8月14日 中南海懷仁堂において胡錦濤総書記は党外人士座談会を主催し、「決定」稿について各民主党派中央・全国工商連指導者・無党派人士から意見・建議を聴取。
- これらのプロセスにおいて、起草組は計687の意見・建議を採用し、559箇所の修正を行う。民主党派中央・全国工商連・無党派人士の意見は46を採用。
- 9月25日 胡錦濤総書記は中央政治局会議を主催し、「決定」稿の起草状況を聴取。この会議での討論に基づき修正を行った後、「決定」稿を6中全会に提出・審議させることを決定。起草組は、これに基づき「決定」稿を修正し完成。
- 10月8日 党6中全会開催。呉邦国は「決定」稿の内容を全会に説明。会期4日の全会は2.5日分を「決定」稿の審議に配分し、多くの重要意見・建議を提出。
- 10月10日夜 胡錦濤総書記は中央政治局常務委員会を主催し、全会分科会の討論状況を聴取し、どう修正するかにつき重要指示を行う。
- 10月11日午前 全会は分科会討論を進行。

10月11日昼頃 起草組は分科会討論の状況に基づき、「決定」稿に最後の修正を加え、中央政治局同志の検閲を経た後、全会に審議を申請。全会期間において、起草組は「決定」討論稿に36箇所の修正を行う。

10月11日午後3時 「決定」草案が各中央委員・候補委員の席上に配布され、全会一致で通過。

2. 指導者の役割

「決定」の起草工作は、始終党中央政治局及び中央政治局常務委員会、とりわけ胡錦濤総書記の指導下で進行したことが強調されている。

(1) 胡錦濤総書記

A 2004年12月に重要指示を行い、2005年早春には中央党校省部クラス主要責任者同志の研究討論班で重要講話を行った。また2006年8月には党外人士座談会を開催した。

B 「決定」形成までの各稿ごとに真剣に検閲し、重要な指導意見を提出した。

C 8ヶ月近くに及ぶ起草過程において、4回中央政治局常務委員会、3回中央政治局会議を主催し、起草工作報告を聴取し検討を行い、次のような重要な指示を行った。

a 中央政治局会議で、積極的に所得分配制度改革を推進し、分配関係を正しく整え、分配制度を整備するよう強調した。

b 建党85周年の際、就業を拡大し、社会保障体系を健全化し、分配関係を正しく整え、社会事業を発展させ、社会の安定を維持することに力を入れ、人民全体が改革発展の成果を享受できるように努め、社会調和の成果を促進することにより党の先進性を体現するよう強調した。

c 全国統一戦線工作会議において、政党関係・民族関係・宗教関係・階層関係・国内外同胞関係等5方面から、調和のとれた社会建設における統一戦線の優位性・役割・任務を深刻に詳述した。

d 中央政治局の集団学習時に、都市と農村、地域間の教育の統一的企画、各クラス・各種教育の統一的企画、教育発展の規模・構造・質・効率の統一的企画、人民大衆を満足させるよう教育をしっかりと行うこと等を強調した。

D 2006年以来、社会主義の調和のとれた社会構築の問題につき、一連の重要講話を行い、「決定」の起草に重要な指導を提供した。

E 「新世紀の新段階において、わが党が団結し、人民がチャンスをつかみ試練に対応するよう導き、中国の特色ある社会主義という偉大な事業を前進させ、経済建設を中心とすることを堅持し、社会主義経済建設・政治建設・文化建設・社会建設を全面的に強化し、社会主義の調和のとれた社会構築を更に際立った地位に位置づけ、社会の調和に影響を及ぼしている当面の矛盾・問題を真剣に解決しなければならない」と強調した。

(2) その他指導者

A 胡錦濤総書記をはじめ、中央政治局常務委員は、福建、雲南、上海、青海、河北、新疆

等に赴き、深く精緻な調査研究を行った。

B 起草組の組長である呉邦国は、起草組会議を多く開催し、「決定」稿を討論検討し、起草工作に対して重要指示を行った。

C 温家宝、賈慶林、曾慶紅、黄菊、呉官正、李長春、羅幹等中央指導同志も「決定」起草工作を高度に重視し、多くの重要意見を提出した。

おわりに

今回の決定により、「社会主義の調和のとれた社会」の具体像が確定した。「社会主義の調和のとれた社会」は2004年の党4中全会で、すでに名称が提示されていたにも関わらず、「科学的発展観」に比べてその内容の具体化にかなりの時間を要している。即ち、「科学的発展観」は2003年の党3中全会で基本的構想が示され、翌2004年早春の中央党校省部主要指導幹部課題研修班における温家宝総理の重要講話でほぼ内容が確定した。これに対し、「社会主義の調和のとれた社会」は、2005年早春の中央党校省部主要指導幹部課題研修班における胡錦濤総書記の重要講話でもなお内容が確定せず、2006年の党6中全会まで2年間の期間を要したのである⁵。

このように「科学的発展観」に比べ「社会主義の調和のとれた社会」の議論の具体化・定着に時間を要したことには、以下の理由が考えられる。

(1) 「科学的発展観」は、2003年の新型肺炎 SARS の大流行と経済過熱という経験を経て、その深刻な反省のもとに提起されたものであり、誰もが異論をはさみにくかった。

(2) 「科学的発展観」は、粗放型（資源・エネルギーを多消費し、環境を破壊する）経済成長からの転換を意味しており、これは第9次5ヵ年計画（1996 - 2000年）における目標でもあったため、過去の政策と比較的整合性がとれていた。

また、ここで示された都市と農村の調和ある発展や地域間の調和ある発展等は、江沢民前総書記が1995年の党14期5中全会で行った重要講話（一般に「12大関係論」とも言われる）でもある程度言及されており、江沢民グループも容認できるものであった。

(3) これに対し、「社会主義の調和のとれた社会」は、2002年の16回党大会で江沢民前総書記が提起した「全面的な小康社会」との関係を整理する必要があった。

2002年の党大会決定を見ても、「全面的な小康社会」は経済のみならず、社会主義民主・思想道德・科学文化・生態環境等政治・文化にまで及ぶ総合的な建設目標であり、なぜこれに代わる社会目標を新たに提起しなければならないのか、理論的整理が必要だったはずである。

事実、胡錦濤総書記は、2005年2月重要講話の時点では、「国内面を見ると、社会主義

⁵ この2つの重要講話の発表時期も、「科学的発展観」に関する温家宝の2月21日重要講話が全人代前の2月29日には全文が発表されていたのに対し、「社会主義の調和のとれた社会」に関する胡錦濤の2月19日重要講話は全人代終了後かなりの時間が経過した6月26日になってから全文が発表されている。これも、「社会主義の調和のとれた社会」の内容に議論があった証拠といえよう。

の調和のとれた社会の構築は、（中略）小康社会を全面的に建設するというマクロ目標の必然的要求である」とし、「我々は、重要な戦略的チャンスの時期をしっかりと掴まえうまく利用し、小康社会の全面的建設というマクロ目標を実現しなければならない。これには、（上記に述べた）矛盾・問題に正確に対応しなければならず、各方面の利益関係の妥当な協調に更に力を入れ、各種社会矛盾を正確に処理し、社会の調和の促進に力を入れなければならない。これは、小康社会の全面的建設の重要な内容であるのみならず、小康社会の全面的建設というマクロ目標を実現するための重要な前提でもある」としている。これをみると、「全面的な小康社会」が上位目標で、「調和のとれた社会」はその前提となる目標にすぎない。

しかし、今回の決定では、「調和のとれた社会」が長期目標であり、「全面的な小康社会」は2020年までの中期目標となっている。両者の関係が逆転しているのである。この点につき、決定起草組長の呉邦国は、10月20日付け人民日報に寄稿した解説論文「社会主義の調和のとれた社会構築の綱領的文件」において、「社会主義の調和のとれた社会の構築は、新世紀の新段階において小康社会を全面的に建設するための重大な現実的課題であるのみならず、中国の特色ある社会主義事業の全過程を貫徹する長期的な歴史任務である」と説明している。

このプロセスは、2001年7月に江沢民前総書記が行った「3つの代表」に関する重要講話を、胡錦濤総書記が2003年7月の重要講話により大幅に中身を塗り替え、「3つの代表」の意義を「新興富裕層の入党促進による共産党の国民政党化」から「広範な人民とりわけ社会的弱者のための執政」に変えてしまったプロセスにも似ている。江沢民前総書記が提起した様々な指導思想を実質的に棚上げし、胡錦濤総書記が独自のものに置き換えていく作業の一環ともいえよう。

（４）「調和のとれた社会」は、「先富」から「共同富裕」への本格移行を志向するものであり、これまで江沢民指導部が採ってきた都市・沿海部に有利な「先富」政策に相当の変更を加え、江沢民時代に培われた既得権益にメスを入れることを含意しているため、江沢民グループにとっては好ましいものではなかったと思われる。

党6中全会の前に、江沢民前総書記に近いと言われ、温家宝総理の投資抑制策に反旗を翻していた陳良宇上海市党委書記が汚職により解任されたのは、その象徴ともいえよう。

また、今回の「決定」起草作業において呉邦国が中心的役割を果たしていることも注目される。4中全会における党執政能力強化の議論では曾慶紅が中心的役割を果たしていたが、これは彼が党務全般を統括する立場であることからして不自然とは言えない。また、5中全会では第11次5ヵ年計画党中央建議が議論されたが、これを総理である温家宝が主導した事もうなずける。

しかし、全人代常務委員長の呉邦国が国政全般に大きな影響を及ぼす今回の決定の起草過程で中心的役割を果たし、国政をあずかる温家宝総理が他の政治局常務委員と同程度に

しか決定起草作業に関与できなかったのは不自然である。あるいは、今回の決定の起草及び上海市粛清のプロセスを経て、党最高指導部は、発足当初の胡錦濤総書記・温家宝総理を基軸とする主流派体制から、胡錦濤総書記を呉邦国・曾慶紅・温家宝の各政治局常務委員がそれぞれに忠誠を競いながら支える主流派体制に本格的に移行したということかもしれない。(10月31日記)